明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件（内閣府・経済産業一）
一　○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第三条第一項の規定による届出に関する件（同二）
一　○日本国に帰化を許可する件（法務九四）
二　○水産庁の漁業取締船及び調査船の名称を定める件の一部を改正する件（農林水産三五四）
二　○保安林の指定をする件（同三五五～三六四）
二　○高速自動車国道に関する件（国土交通一七九～一八三）
二　○砂防法第二条の土地を指定する件（同一八四、一八五）
二　○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局七五）
六　○道路に関する件（四国地方整備局二五）
六　○道路に関する件（北海道開発局二八、二九）

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔皇室事項〕

官庁事項

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）

〔公告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○内閣府経済産業省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第二条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十六年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

一　組合の名称　やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合
　組合の主たる事務所の所在場所　山口市小郡下郷一二二九番地六
　無限責任組合員の氏名又は名称　山口キャピタル株式会社、ＲＥＶＩＣキャピタル株式会社
　特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年三月三日
二　組合の名称　岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合
　組合の主たる事務所の所在場所　仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
　無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社東北復興パートナーズ
　特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年三月三日
三　組合の名称　みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合
　組合の主たる事務所の所在場所　仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
　無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社東北復興パートナーズ
　特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年三月三日
四　組合の名称　ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合
　組合の主たる事務所の所在場所　仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
　無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社東北復興パートナーズ
　特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年三月三日
五　組合の名称　とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合
　組合の主たる事務所の所在場所　栃木県宇都宮市大通り四丁目一番二十号宇都宮けやき通りビル四Ｆ
　無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社とちぎネットワークパートナーズ
　特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十六年三月三日

○内閣府経済産業省告示第二号

おかやま企業再生ファンド投資事業有限責任組合より租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第三条第一項の規定による届出（組合の名称の変更）があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

組合の名称　おかやま活性化ファンド投資事業有限責任組合